## 感染症予防計画(結核編)の改定について

- ●結核病床については、 R5.11.29に実施した関係機関における作業部会での検討を踏まえ、下記の基準病床数としていくこととした。
- ●感染症予防計画(結核編)については、本来、内容の見直しをする必要があるが、 現在、国がこれまで概ね5年ごとに改定している「結核に関する特定感染症予防指針」(最終改定H28、前回H23) が未だ改定されていない状況にあるため、
  - 今回は、病床数の変更に留め、感染症予防計画の中間見直しの際に、再度検討することとしたい。

## 医療計画における結核病床の推移

区分				第 <b>5次</b> H20.3	第 <b>6</b> 次 H25.3	第 <b>7</b> 次 H30.3	第8次
基準病床	県 全 体			163	62	48	29
既存病床	県 全 体			142	92	82 (稼働43床)	50 (稼働36 床)
	二次医療圏	南加賀	小松市民病院	10	10	10	10
		石川中央	金沢市立病院	25	25	25 (稼働15床)	25 (稼働15 床)
		能登中部	七尾病院	100	50	40 (稼働15床)	8
		能登北部	珠洲市総合病院	7	7	7	7